

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 4 月 7 日

株式会社新生銀行

2021年4月7日

吸收分割に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル
株式会社新生銀行
代表取締役社長 工藤英之

当行は、2021年3月24日開催の取締役会において、吸收分割により、当行の登録金融機関業務に係る顧客の投資信託保護預り口座等に関する権利義務をマネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」といいます。）に承継させること（以下「本会社分割」といいます。）に関する吸收分割契約書の締結を決議し、同日付で、吸收分割契約書を締結いたしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき、以下のとおり開示いたします。

なお、本会社分割は、当行及びマネックス証券の双方において、それぞれ会社法第784条第2項及び第796条第2項に規定する簡易分割に該当します。

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

(1) 分割対価として交付される金銭等

該当事項はありません。

(2) 分割対価の定めがないことの相当性に関する事項

当行の登録金融機関業務に係る顧客の投資信託保護預り口座等に係る顧客との取引関係は、本会社分割によりマネックス証券に承継されるものの、当行とマネックス証券との間の金融商品仲介業務委託契約により、当行と当該顧客との関係性は継続し、当該顧客から生み出される収益の一部は、本会社分割の効力発生日以降も引き続き当行に帰属します。また、上記顧客との取引関係をマネックス証券に承継することで、当行において、業務運営に係るコストの削減が見込まれています。

以上のことから本会社分割における分割対価を0円と定めたものであり、かかる対価には相当性があると判断いたします。

なお、本件にあたっては、PwC アドバイザリー合同会社による取引条件にかかる分析報告書等を参考にしております。

3. 吸收分割の効力発生日に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

マネックス証券の最終事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当行の債務の履行の見込みについて

当行の直近の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割の効力発生日までに当行の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。そのため、本会社分割の効力発生日以降における当行の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、当行の負担する債務については、本会社分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) マネックス証券の債務の履行の見込みについて

マネックス証券の直近の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割の効力発生日までにマネックス証券の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。そのため、本会社分割の効力発生日以降におけるマネックス証券の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、マネックス証券の負担する債務については、本会社分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

吸收分割契約書



吸收分割契約書

株式会社新生銀行（以下「吸收分割会社」という。）及びマネックス証券株式会社（以下「吸收分割承継会社」という。）は、吸收分割会社の一部の事業を吸收分割承継会社が承継する吸收分割を行うことについて、以下のとおり 2021 年 3 月 24 日（以下「本契約締結日」という。）付で吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。



第 1 条 （吸收分割）

吸收分割会社は、本契約の定めに従い、吸收分割の方法により、吸收分割会社が本効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）の直前の時点において有する第 3 条第 1 項に定める証券保護預り口座事業（以下「本件事業」という。但し、当該事業に属する権利義務であっても同項に定める権利義務以外の権利義務については吸收分割会社に保持されるものとする。）に属する権利義務を、本効力発生日をもって吸收分割承継会社に承継させ、吸收分割承継会社はこれを承継する（以下「本件吸收分割」という。）。

第 2 条 （当事者の表示）

本件吸收分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号： 株式会社新生銀行
住所： 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
日本橋室町野村ビル

(2) 吸收分割承継会社

商号： マネックス証券株式会社
住所： 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号



第 3 条 （承継対象権利義務に関する事項）

1. 本件吸收分割により吸收分割会社から吸收分割承継会社に承継される本件事業に属する権利義務は、①投資信託保護預り口座及びジュニア NISA 専用パワーフレックス口座（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の認定を受けた口座を含む払出制限を受ける未成年者口座をいう。）（個別に及び総称して、以下「承継口座」という。）に関する吸收分割会社と承継口座の口座名義人（個別に及び総称して、以下「顧客」という。）との間の契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務、②承継口座に係る顧客からの預り資産、並びに③承継口座に係る顧客から本効力発生日以前に吸收分割会社が受けた当該口座内の資産を決済時の受渡対象とすることを予定する個別の注文で本効力発生日時点で決済未了の注文に関する権利義務（以下「未決済個別注文」という。）及び未決済個別注文に付随する決済事務（投資信託に関する信託銀行、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構を相手方とする決済事務を含む。以下同じ。）（以下、①乃至③を総称して「承継対象権利義務」という。）とする。なお、両当事者は、協議の上、本効力発生日の前日までに合意することにより、承継対象権利義務の内容を加除することができる。
2. 本件吸收分割により吸收分割会社から吸收分割承継会社に承継される債務その他の義務の引

受については、免責的債務引受の方法による。

3. 本条の規定にかかわらず、承継対象権利義務には、①承継口座に関する吸収分割会社と顧客との間の契約（未決済個別注文を含む。）以外の、吸収分割会社とその顧客との間の契約関係、②承継口座に係る偶発債務及び簿外債務（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い貸借対照表に債務として計上又は注記されるべきものでありながら、貸借対照表に計上又は注記されていない債務をいう。なお、発生原因及び法律構成の如何を問わない。）、③吸収分割会社がその従業員と締結している労働契約、並びに④吸収分割会社と顧客との間の承継口座に係る有価証券の貸借取引及び承継口座内で保護預りされている有価証券を担保とした吸収分割会社と顧客との間の金銭消費貸借取引に基づく債権債務は含まれないものとし、吸収分割会社は、これらの①から④を吸収分割承継会社に承継せず、又は承継させないために、必要な措置を取るものとする。但し、未決済個別注文とそれに付随する決済事務の履行に関する限り、吸収分割会社と当該未決済個別注文に係る有価証券に関する信託銀行、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構を相手方とする債権債務関係も承継対象権利義務に含まれるものとする。
4. 吸収分割会社は、本効力発生日後、実務的に可能な限り速やかに、本効力発生日の時点において吸収分割会社が保持する、承継口座及び顧客に関する金融商品取引法第48条に定める帳簿（顧客勘定元帳・トレーディング商品勘定元帳・保護預り有価証券明細簿を含む。総称して、以下「法定帳簿」という。）を、吸収分割承継会社に対し、引き渡すものとする。また、吸収分割会社は、本効力発生日後、実務的に可能な限り速やかに、本効力発生日の時点において吸収分割会社が保持する、顧客に関する本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認の徴憑を含む。）を引き渡す。但し、吸収分割会社は、法定帳簿及び本人確認書類の引渡し方法について、その裁量により、電磁的記録（の写し）の交付の方法又は占有改定の方法のいずれかを選択することができる。
5. 吸収分割会社は、本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間、(i) 本契約締結日の時点において遂行されていた方法と実質的に同様の方法により、承継対象権利義務の管理を行い、(ii) 吸収分割承継会社との合意に基づき、一定の基準に該当する口座についてはその閉鎖又は取引制限を行うものとし、かつ(iii) 通常の業務の範囲を逸脱する承継対象権利義務の管理行為や承継対象権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ吸収分割承継会社の書面の同意を得た上で、これを行うものとする。
6. その他、承継対象権利義務の詳細にわたる事項については別途合意するものとする。
7. 本条各項の規定にかかわらず、承継対象権利義務の承継に際して、吸収分割会社の権利義務について、両当事者が、本条各項に従った権利義務の帰属と異なる損益を認識した又は負担した場合、両当事者は、本条各項に従った権利義務の帰属と一致する損益を認識し又は負担するために必要な訂正及びそのための手続を遅滞なく行うものとする。

第4条（本件吸収分割の対価）

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際し、吸収分割会社に対して、承継対象権利義務に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により、吸収分割承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しない。

第6条 (効力発生日)

本件吸収分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年1月4日とする。但し、本件吸収分割の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の規定に従い、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が協議の上で合意することにより、これを変更することができる。

第7条 (本件吸収分割の効力発生の停止条件)

本件吸収分割の効力は、(i)①新生証券株式会社（以下「新生証券」という。）と吸収分割承継会社との間の2021年3月24日付吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「新生証券吸収分割」という。）により吸収分割承継会社が承継する、(a)吸収分割会社と新生証券との間の2007年9月14日付業務提携契約書に基づき、吸収分割会社が新生証券に対して提供している仲介業務の対象となる債券保護預り口座、及び(b)新生証券が管理する一部の直販の債券保護預り口座、並びに②承継口座に関する金融商品仲介業務を、吸収分割承継会社が吸収分割会社に委託する内容を含む金融商品仲介業務委託契約が締結され、同契約が本効力発生日において有効に存続していること、(ii)新生証券吸収分割の効力が生じることが合理的に見込まれていること、並びに(iii)本件吸収分割の効力発生のために関連法令に基づき必要とされる監督官庁の許認可、承諾等が得られたことを停止条件として発生するものとする。

第8条 (本件吸収分割の承認決議)

1. 吸収分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本件吸収分割を行う。なお、同法第784条第2項に定める吸収分割会社の総資産額の算定基準日は、2021年9月30日とする。
2. 吸収分割承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本件吸収分割を行う。なお、同法第796条第2項第2号に定める吸収分割承継会社の純資産額の算定基準日は、2021年9月30日とする。

第9条 (本契約の変更)

本契約は、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の書面による合意によってのみ、変更又は修正することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、本効力発生日までに関係法令に基づき必要とされる監督官庁の許認可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第11条 (競業避止義務)

吸収分割会社は、本効力発生日以降も、会社法第21条に規定される義務を負わない。

第12条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、両当事者は、誠意をもって協議の上、解決に努めるものとする。

第13条 (準拠法及び合意管轄)

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上の吸収分割契約の成立を証するため、本吸収分割契約書 2 通を作成し、両当事者は記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

吸收分割会社

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
日本橋室町野村ビル
株式会社新生銀行
代表取締役社長 工藤 英之



吸收分割承継会社

東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
マネックス証券株式会社
代表取締役 清明 祐子





マネックス証券の最終事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日）に係る計算書類等

計 算 書 類

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

マネックス証券株式会社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	639,597	流 動 負 債	522,511
現 金 ・ 預 金	84,461	ト レ ー デ イ ン グ 商 品	4,565
預 託 金	322,512	商 品 有 価 証 券 等	15
金 銭 の 信 託	52,924	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	4,549
ト レ ー デ イ ン グ 商 品	18,853	約 定 見 返 勘 定	40
商 品 有 価 証 券 等	3,452	信 用 取 引 負 債	30,043
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	15,400	信 用 取 引 借 入 金	969
信 用 取 引 資 産	107,207	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	29,074
信 用 取 引 貸 付 金	97,743	有 価 証 券 担 保 借 入 金	41,255
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	9,463	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	41,255
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	4,058	預 金	189,572
借 入 有 価 証 券 担 保 金	4,058	受 入 保 証 金	223,253
募 集 等 払 込 金	2,657	短 期 借 入 金	20,389
短 期 差 入 保 証 金	24,245	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,000
未 収 収 益	2,833	未 払 法 人 税 等	338
短 期 貸 付 金	11,853	賞 与 引 当 金	150
そ の 他	8,005	役 員 賞 与 引 当 金	5
貸 倒 引 当 金	△15	ポ イ ン ト 引 当 金	166
固 定 資 産	16,711	そ の 他	2,730
有 形 固 定 資 産	1,122	固 定 負 債	83,611
建 物	29	長 期 借 入 金	83,400
器 具 備 品	863	そ の 他	211
そ の 他	230	特 別 法 上 の 準 備 金	1,337
無 形 固 定 資 産	13,980	金 融 商品 取 引 責 任 準 備 金	1,337
電 話 加 入 権	24	負 債 合 計	607,460
ソ フ ト ウ エ ア	12,029	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,921	株 主 資 本	47,937
そ の 他	4	資 本 金	12,200
投 資 そ の 他 の 資 産	1,608	資 本 剰 余 金	32,569
投 資 有 価 証 券	474	資 本 準 備 金	27,973
長 期 差 入 保 証 金	403	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,595
繰 延 税 金 資 産	421	利 益 剰 余 金	3,167
そ の 他	431	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,167
貸 倒 引 当 金	△122	繰 越 利 益 剰 余 金	3,167
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	911
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	911
		純 資 産 合 計	48,848
資 産 合 計	656,308	負 債 ・ 純 資 産 合 計	656,308

損 益 計 算 書
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		27,987
受 入 手 数 料	12,721	
ト レ ー デ イ ン グ 損 益	5,028	
金 融 収 益	10,134	
そ の 他 の 営 業 収 益	103	
金 融 費 用		3,279
純 営 業 収 益		24,708
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,028
営 業 利 益		2,680
営 業 外 収 益		100
営 業 外 費 用		121
経 常 利 益		2,659
特 別 損 失		237
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	1	
固 定 資 産 減 損 損 失	218	
固 定 資 産 除 却 損	16	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,422
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	686	
法 人 税 等 調 整 額	72	759
当 期 純 利 益		1,662

株主資本等変動計算書
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等	純資産合計
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	計	その他利益剰余金				
当期首残高	12,200	27,973	4,595	32,569	2,645	47,414	1,187	48,602
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,140	△1,140	—	△1,140
当期純利益	—	—	—	—	1,662	1,662	—	1,662
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△276	△276
当期変動額合計	—	—	—	—	522	522	△276	245
当期末残高	12,200	27,973	4,595	32,569	3,167	47,937	911	48,848

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 資産の評価基準および評価方法

- (1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法
時価法によっております。
- (2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法
その他有価証券
 - (i) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
なお、特定金外信託に含まれる有価証券も同一の評価基準および評価方法によっております。
 - (ii) 時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (3) デリバティブ
時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～18年
器具備品	2年～11年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～7年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産

長期前払費用については均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) ポイント引当金

将来の「ポイントサービス」の利用による支出に備えるため、利用実績率に基づき、当事業年度末以後に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. 特別法上の準備金の計上基準

特別法上の準備金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(会計上の見積りの変更)

当期首より一部の無形固定資産の見積耐用年数を5年から7年に見直し、将来にわたり変更を行っております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,159百万円増加しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,091百万円
2. 担保に供している資産 外国為替取引の担保として差し入れた預金	4,729百万円
3. 差し入れた有価証券（2.に属するものを除く）の時価額は次のとおりであります。 信用取引貸証券	29,966百万円
信用取引借入金の本担保証券	959百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	38,841百万円
その他担保等として差し入れた有価証券	15,783百万円
4. 差し入れを受けた有価証券の時価額は次のとおりであります。 信用取引貸付金の本担保証券	78,071百万円
信用取引借証券	9,193百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	121,695百万円
受入保証金代用有価証券	287,547百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3百万円
長期金銭債権	287百万円
短期金銭債務	408百万円
6. 関係会社に対し金銭消費貸借契約を締結しております。これに基づく貸付および借入未実行額は次のとおりであります。 金銭消費貸借の総額	5,000百万円
貸付実行残高	- 百万円
差引額	5,000百万円
金銭消費貸借の総額	10,000百万円
借入実行残高	- 百万円
差引額	10,000百万円
7. 借入コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行額は次のとおりであります。 借入コミットメント契約の総額	9,000百万円
借入実行残高	- 百万円
差引額	9,000百万円
8. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約等を締結しております。これらに基づく借入未実行額は、次のとおりであります。 当座貸越契約等の総額	102,100百万円
借入実行残高	17,100百万円
差引額	85,000百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高 営業取引による取引高 営業費用	3,153百万円
営業取引以外の取引による取引高 営業外収益	6百万円
2. 特別損失 当社はトレードステーション日本株サービスに関する以下の資産について減損損失を計上しております。 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	199百万円 19百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式数の種類および総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	228,000	—	—	228,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月19日 取締役会	普通株式	1,140百万円	5,000円	2020年3月19日	2020年3月23日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
ポイント引当金	50
広告宣伝費等	76
賞与引当金	45
未払事業税	57
金融商品取引責任準備金	409
貸倒引当金	42
減価償却超過額	17
減損損失	415
繰延資産	55
その他	107
繰延税金資産小計	1,278
評価性引当額	△435
評価性引当額小計	△435
繰延税金資産合計	843
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△399
投資有価証券	△22
繰延税金負債合計	△422
繰延税金資産の純額	421

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.0%
評価性引当額	0.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金(主に金融機関からの借入)の調達やリスクヘッジを行っております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、金融商品取引業者の顧客預り金や受入保証金は、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託等を設定しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である信用取引資産および差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。トレーディング商品及び有価証券等は、主に金融取引業を行う上で必要な純投資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。顧客分別金信託および顧客区分管理信託の運用につきましてはその他有価証券として保有しており、原則、償還まで保有しその間の利金収入を目的としております。運用商品は現状、国債、銀行預金等となっております。国債については金利変動による市場リスクに晒されており、銀行預金については信用リスクに晒されております。

営業債務である信用取引負債および受入保証金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に信用取引の提供に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引については、外国為替証拠金取引や外貨建有価証券の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲内にとどめるために、リスクを適切に識別、分析、評価したうえで、①市場関連リスク、②信用リスク、③流動性リスクなど各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。また、金融商品取引法に基づき自己資本規制比率を計算しており、適切に管理しております。

なお、①市場関連リスクのうち外国為替リスクについては、店頭外国為替証拠金取引のカバー取引に関する規程を定め、外国為替ポジションの適切な制御に努めており、日常的なモニタリングを通じたポジション偏り等のリスク把握を行い、ネットポジションに対して為替予約取引等を利用してリスクヘッジをしているため、為替変動リスクは限定的です。また、当社において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける資産は「預託金及び金銭の信託」であります、リスク管理上、定量的分析結果を取締役会に報告しております。なお、2020年3月末において、国債を額面で260億円保有しており、当事業年度末の残存期間の金利変動に対する価額変動額として、1bp変動の感応度は14百万円であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	84,461	84,461	-
(2) 預託金及び金銭の信託	375,436	375,436	-
(3) トレーディング商品及び有価証券等	18,853	18,853	-
① 商品有価証券等	3,452	3,452	-
② デリバティブ取引	15,400	15,400	-
(4) 信用取引資産	107,207	107,207	-
(5) 短期差入保証金	24,245	24,245	-
(6) 短期貸付金	11,853	11,853	-
資産計	622,057	622,057	-
(1) 信用取引負債	30,043	30,043	-
(2) 有価証券担保借入金	41,255	41,255	-
(3) 預り金	189,572	189,572	-
(4) 受入保証金	223,253	223,253	-
(5) 短期借入金	20,389	20,389	-
(6) 1年内返済予定の長期借入金	10,000	10,000	-
(7) 長期借入金	83,400	84,056	656
(8) トレーディング商品及び有価証券等	4,565	4,565	-
① 商品有価証券等	15	15	-
② デリバティブ取引	4,549	4,549	-
負債計	602,480	603,136	656

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金 (5) 短期差入保証金 (6) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金及び金銭の信託

これらは主に国債、銀行預金等の信託財産から構成されており、時価については取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(3) トレーディング商品及び有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券はクレジット・スプレッド等を用いて合理的に算定した価格によっております。デリバティブ取引は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(4) 信用取引資産

契約期間の定めのある信用取引資産であっても契約期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、契約期間の定めの無い信用取引資産については、時価評価時において反対売買された場合の支払額（帳簿価額）をもって時価とすることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 信用取引負債

契約期間の定めのある信用取引負債であっても契約期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券担保借入金 (3) 預り金 (4) 受入保証金 (5) 短期借入金 (6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) トレーディング商品及び有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、デリバティブ取引は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※）1	118
投資事業組合（※）2	355

（※）1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）トレーディング商品及び有価証券等」には含めておりません。

2. 投資事業組合については、その組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるものなどで構成されているものであり、「資産（3）トレーディング商品及び有価証券等」には含めておりません。

(注3) 金銭債権、満期がある有価証券および長期借入金の決算日後の償還または返済予定額

金融商品の時価情報の表に記載されている金銭債権については、下記に記載しているものを除き、すべてが1年以内の償還予定となっております。また、預託金及び金銭の信託に含まれる国債および長期借入金の今後の償還または返済予定額は以下のとおりです。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
国 債	-	15,000	5,000	6,000
1年内返済予定の 長期借入金	10,000	-	-	-
長期借入金	-	73,400	10,000	-

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	マネックス グループ 株式会社	被所有 直接 100%	役務の受入れ 役員の兼任 役務の提供	役務の受入れ(注1) 役務の提供	3,153 6	未払費用 未払金 未収収益	407 1 3
親会社の子会社	マネックス ファイナンス株式会社	なし	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の借入(注2) 利息の受入(注2) 利息の支払(注2)	1,622 3,289 253 13	短期貸付金 短期借入金 未収収益 未払費用 派生商品評価勘定	11,826 3,289 5 12 19

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)役務の受入れについては、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。なお、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2)資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しております。なお担保は受け入れておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 214,247円72銭
2. 1株当たり当期純利益金額 7,291円54銭

附属明細書（計算書類関係）

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

マネックス証券株式会社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	43	0	–	44	15	2	29
	器具備品	1,442	506	22	1,926	1,063	213	863
	その他の	–	242	–	242	12	12	230
	計	1,486	750	23	2,214	1,091	228	1,122
無形固定資産	電話加入権	24	–	–	24	–	–	24
	ソフトウェア	33,448	3,881	450 (199)	36,878	24,848	4,171	12,029
	ソフトウェア仮勘定	1,741	3,485	3,304 (19)	1,921	–	–	1,921
	その他の	9	–	–	9	5	0	4
	計	35,224	7,366	3,755	38,834	20,932	4,172	13,980

(注) 器具備品の当期増加額は資産の取得等によるものであり、当期減少額は資産の除却及び減損処理等によるものであります。

ソフトウェアの当期増加額はソフトウェア仮勘定からの振替等によるものであり、当期減少額は資産の除却及び減損処理等によるものであります。

ソフトウェア仮勘定の当期増加額は証券基幹システムの開発等によるものであり、当期減少額はソフトウェアへの振替及び減損処理等によるものであります。

当期減少額欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	76	139	76	138
賞与引当金	38	147	35	150
役員賞与引当金	1	5	1	5
ボイント引当金	344	166	344	166
金融商品取引責任準備金	1,335	1	–	1,337

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒処理等によるものであります。

金融商品取引責任準備金の当期増加額は、「金融商品取引法」第46条の5第1項および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の規定に定めるところにより算出した繰入額であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
支 払 手 数 料	1,552	
取 引 所 ・ 協 会 費	681	
通 信 ・ 運 送 費	1,664	
旅 費 ・ 交 通 費	41	
広 告 宣 伝 費	1,238	
交 際 費	5	
役 員 報 酬	82	
従 業 員 給 料 等	2,350	
退 職 金	61	
福 利 厚 生 費	354	
賞 与 引 当 金 繰 入	127	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入	5	
退 職 給 付 費 用	72	
不 動 产 費	558	
器 具 備 品 費	3,283	
事 務 委 託 費	2,047	
事 務 用 品 費	42	
減 價 償 却 費	4,426	
租 税 公 課	495	
水 道 光 熱 費	21	
貸 倒 引 当 金 繰 入	119	
經 営 指 導 料	2,489	
寄 付 金	2	
そ の 他	302	
計	22,028	

事 業 報 告

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

マネックス証券株式会社

事 業 報 告

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度の日本経済は、消費税増税の影響により国内景気が鈍化傾向となっていたところに新型コロナウイルスの感染拡大による悪影響が重なり、経済全般が大きく落ち込みました。感染拡大防止のため中国を始めとした主要国からの入国制限が課されたことで外国人観光客が激減したことや、国内でも多人数のイベント開催の自粛などが求められたことで国内消費は壊滅的なダメージを受けました。景気悪化を織り込む格好で株価は暴落し、2020年1月20日に24,083円の高値をつけた日経平均株価は3月19日には16,552円まで下落し、当該事業年度末時点は18,917円となりました。

当事業年度における東京、名古屋二市場の株式等（株式、ETF及びREIT）の1営業日平均個人売買代金は1兆0,478億円となり、前事業年度の比較においては6.8%減となりました。

（受入手数料）

当事業年度の受入手数料は合計で12,721百万円（前期比4.8%減）となりました。

① 委託手数料

東京、名古屋の二証券取引所の1営業日平均個人売買代金は1兆0,478億円（同6.8%減）となり、委託手数料は10,458百万円（同3.0%減）となりました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

48社の新規公開株式の引受けを行いました。株式の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は104百万円（同49.5%増）となりました。

③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

投資信託の販売手数料については2019年12月より全て無料化したため販売額は1,738億円（同23.2%増）となりましたが、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は175百万円（同50.5%減）となりました。

④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は1,569百万円（前期比6.6%減）となりました。この結果、その他の受入手数料は1,982百万円（同8.5%減）となりました。

内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	株券	債券	受益証券	その他	計
委託手数料	9,837	—	621	—	10,458
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	99	5	—	—	104
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	9	166	—	175
その他の受入手数料	276	1	1,630	74	1,982
計	10,213	15	2,417	74	12,721

（トレーディング損益）

当事業年度の店頭FX取引金額は71.6兆円（同81.8%増）となり、トレーディング損益は5,028百万円（同11.0%増）となりました。

（金融収益）

当事業年度末の信用取引残高は、売建と買建の合計で1,268億円（前期末比301億円減）となりました。信用取引収益は4,855百万円（前期比13.6%減）、株券貸借取引収益が3,015百万円（同3.6%減）となったため、金融収益は10,134百万円（同8.0%減）となりました。金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は6,855百万円（同14.8%減）となりました。

以上の結果、営業収益は27,987百万円（同3.5%減）、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は24,708百万円（同5.1%減）となりました。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費の合計は22,028百万円（同5.4%減）となりました。

事務委託費は2,047百万円（同3.0%減）、器具備品費は3,283百万円（同6.4%減）、減価償却費は4,426百万円（同25.9%減）となりました。一方、取引関係費は5,183百万円（同0.3%増）となりました。

以上の結果、営業利益は2,680百万円（同3.0%減）、経常利益は2,659百万円（同4.9%減）となりました。

（その他）

特別損失237百万円の内訳は金融商品取引責任準備金繰入1百万円、固定資産減損損失218百万円、固定資産除却損16百万円です。なお、固定資産減損損失218百万円はトレードステーション日本株サービスの資産について営業活動から生ずるキャッシュフローが継続してマイナスとなることが見込まれ資産の回収可能性が認められなくなったことに伴うものです。また、トレードステーション日本株のサービスにつきましては2020年4月開催の定時取締役会にて廃止を決議しております。

以上の結果、税引前当期純利益は2,422百万円（同151.1%増）、当期純利益は1,662百万円（同141.5%増）となりました。

（2）設備投資等の状況

当事業年度の設備投資額は、4,848百万円となっております。

（3）資金調達の状況

主に信用取引に伴う融資資金を証券金融会社から信用取引借入金として969百万円調達しております。また、信用取引に伴う自己融資資金として銀行等からの借入により111,469百万円を調達しております。

（4）対処すべき課題

当社の顧客層の中心は、中長期での資産形成を志向する個人投資家であるため、「口座数」「稼働口座数」「預かり資産残高」を増加させ委託手数料に依存しない収益構造の構築が課題であると認識しております。そのため、当期においては一般信用売り建サービスを開始し、信用取引サービスの拡充を図りました。

また、営業利益率を高めることも課題であると認識しております。その対策として証券基幹システムの内製化を行い、固定費を中心としたコスト削減・管理に努めております。

その他、内製化された基幹システムを守るためのサイバーセキュリティの強化及びアンチマネーロンダリングの強化が課題となっております。

(5)財産および損益の状況の推移

区分	第18期 (2016年4月1日 ～2017年3月31日)	第19期 (2017年4月1日 ～2018年3月31日)	第20期 (2018年4月1日 ～2019年3月31日)	第21期 (2019年4月1日 ～2020年3月31日)
営業収益	29,630百万円	32,454百万円	29,014百万円	27,987百万円
純営業収益	26,532百万円	29,394百万円	26,045百万円	24,708百万円
経常利益	809百万円	5,449百万円	2,797百万円	2,659百万円
当期純利益	1,064百万円	3,742百万円	688百万円	1,662百万円
1株当たり当期純利益	4,669円25銭	16,412円69銭	3,018円89銭	7,291円54銭
総資産	606,589百万円	660,998百万円	664,322百万円	656,308百万円
純資産	50,074百万円	50,536百万円	48,602百万円	48,848百万円

(6)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社は、マネックスグループ株式会社の100%子会社です。

当社とマネックスグループ株式会社との事業上の取引は、当社の金融商品取引業務に対する経営指導等であります。取引を行うに当たっては当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことを留意し公正かつ適正に決定しております。

なお、当社は、経営指導等にかかる契約を含め、重要な契約を締結する際は、法務部門による審査を行ったうえで監査役が参加する取締役会での承認を必要としており、取締役会においては多面的な議論を経て取引の可否を決定しており、取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7)主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ①有価証券委託売買業務
- ②有価証券引受け・売出し業務
- ③有価証券募集・売出し取扱業務
- ④外国為替証拠金取引業務

(8)主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本店 東京都港区
本店営業所 東京都港区
八戸営業所 青森県八戸市
北京駐在員事務所 中華人民共和国北京市

(9)従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
324名	25名増加

(注)1. 上記のほか派遣社員89名が勤務しております。

2. 従業員数は就業人員数により記載しております。

3. 従業員増加の主な理由は、主にシステム内製化に伴う増員によるものです。

(10) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	31,300 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	22,000
株式会社三井住友銀行	7,500
株式会社七十七銀行	4,000
株式会社静岡銀行	3,000
株式会社イオン銀行	2,840
株式会社百十四銀行	2,100
株式会社八十二銀行	2,000

(注) 1. 上記のほか信用取引借入金としての証券金融会社からの借入は、合計で969百万円となっております。

(11) 他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 900,000株
(2) 発行済株式の総数 228,000株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
マネックスグループ株式会社	228,000	100.0%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	松 本 大	マネックスグループ株式会社 取締役会長兼代表執行役社長 TradeStation Group, Inc. 取締役会長 カタリスト投資顧問株式会社 取締役会長 コインチェック株式会社 取締役会長 MasterCard Incorporated 社外取締役
代表取締役社長	清 明 祐 子	マネックスグループ株式会社 代表執行役 TradeStation Group, Inc. 取締役
取締役副社長	萬 代 克 樹	中国総支配人 営業本部長 マネックスグループ株式会社 執行役 Monex International Limited 取締役
取 締 役	兼 子 公 範	シニアアドバイザー マネックスグループ株式会社 執行役
取 締 役	松 岡 純 也	執行役員 カスタマーサービス本部長 経営企画部長
取 締 役	勝 屋 敏 彦	マネックスグループ株式会社 常務執行役 マネックスファイナンス株式会社 取締役 TradeStation Group, Inc. 取締役 Monex International Limited 取締役 Monex Securities Australia Pty Ltd 取締役
取 締 役	佐久間 聖児	取締役
取 締 役	岡 本 雅 之	マネックスグループ株式会社 執行役
監 査 役	中 島 一 永	監査役
監 査 役	佐々木 雅 一	佐々木公認会計士事務所 公認会計士 城北信用金庫 監事(員外) コインチェック株式会社 監査役 マネックスSP信託株式会社 監査役
監 査 役	田 村 清	監査役

- (注) 1. 監査役の佐々木雅一氏は、公認会計士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 佐々木雅一氏とは、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
3. 当事業年度中に以下の取締役・監査役の異動、地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
松本 大	代表取締役会長	代表取締役社長	2019年4月1日
	取締役会長	代表取締役会長	2020年1月29日
清明 祐子	代表取締役社長	副社長執行役員	2019年4月1日
萬代 克樹	取締役副社長	取締役常務執行役員	2019年6月20日
	営業本部長	商品本部長	2020年1月1日
兼子 公範	取締役シニアアドバイザー	代表取締役副社長 オペレーション本部長	2019年6月20日
	取締役シニアアドバイザー 内部管理統括責任者	取締役シニアアドバイザー	2020年1月29日
佐久間 聖児	取締役	-	2019年6月20日
桑島 正治	(退任)	取締役 シニアアドバイザー	2019年6月20日
蓮尾 聰	(退任)	取締役常務執行役員	2019年11月21日
水田 昇	(退任)	監査役	2019年11月21日
田村 清	監査役	-	2019年11月22日
松岡 純也	カスタマーサービス本部長	営業本部長	2020年1月1日
	経営企画部長		
田名網 尚	(退任)	取締役副会長 内部管理統括責任者	2020年1月28日
勝屋 敏彦	取締役	-	2020年1月29日
岡本 雅之	取締役	-	2020年1月29日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	計		うち社外	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
取 締 役	3名	60百万円	一名	一百万円
監 査 役	4名	24百万円	2名	14百万円
計		85百万円		14百万円

(注) 発起人決定による取締役報酬総額は年額5億円以内、監査役報酬総額は年額2億円以内(1999年5月18

日発起人決定、取締役が使用人を兼ねている場合はその使用人給与および賞与相当額を含まない)
です。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4 百万円
合計	33 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	33 百万円

(注) 監査役は、会計監査人および経理財務部担当役員からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討し、必要に応じて質疑を実施した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務を遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、監査役は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を監査役の過半数をもって決定し、株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める各項目に該当した場合には、監査役は、会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当と判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、取締役会決議により、上記体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を以下のとおり定め、これに従い内部統制システムを構築し、その確立に努めております。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（i）会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役（会）の役割

- ・取締役は、他の取締役の職務の執行の適合性につき監視し、取締役会を通じて必要な監督を行う。
- ・取締役は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努める。

（運用状況）

当社は、取締役が他の取締役の職務の執行の適合性につき監視し、取締役会を通じて必要な監督を行っております。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努めております。

（ii）会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査役の役割

- ・監査役は、法令および規程に定められた権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ・監査役は、取締役の職務の適合性を確保するための内部統制システムの運用について監査する。

（運用状況）

監査役は、取締役会その他重要会議への出席、代表取締役等との定期会合、取締役業務執行確認書の受入れ等を通じて、取締役の職務の執行および内部統制システムの運用について監査しております。

（iii）企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の取締役、監査役、執行役員および従業員（以下「役職員」と総称する）が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- ・代表取締役およびその他の業務執行取締役が出席するコンプライアンス会議を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行う。

（運用状況）

当社は、「企業倫理コンプライアンスポリシー」を定め、個々の取締役、監査役および従業員が遵守するよう行動指針を定めております。また、代表取締役およびその他の業務執行取締役が出席するコンプライアンス会議を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行っております。

（iv）内部監査部門の設置

- ・取締役の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

（運用状況）

取締役の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査室は、監査の結果を取締役会に対し直接報告しています。

（v）内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある取締役の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

（運用状況）

当社は、法令遵守上疑義のある取締役の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、社

外に指定する弁護士に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備しています。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

情報の保存・管理

- ・取締役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行う。

(運用状況)

当社は、取締役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行うことを社内規程に定め、保存および管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクの管理

- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定める。
- ・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取締役会に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行う。

(運用状況)

- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程として、リスク管理規程および統合リスク管理規程を定めています。
- ・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取締役会に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織関連規程の整備

- ・役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定める。

(運用状況)

- ・当社は、役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めております。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・使用人（執行役員および従業員をいう）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役職員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- ・代表取締役およびその他の業務執行取締役が出席するコンプライアンス会議を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行う。

(運用状況)

当社は、「企業倫理コンプライアンスポリシー」を定め、個々の取締役、監査役および従業員が遵守するよう行動指針を定めております。また、代表取締役およびその他の業務執行取締役が出席するコンプライアンス会議を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行っております。

(ii) 内部監査部門の設置

- ・適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(運用状況)

使用人の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査室は、監査の結果を取締役会に対し直接報告しています。

(iii) 内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある使用人の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

(運用状況)

当社は、法令遵守上疑義のある使用人の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、社外に指定する弁護士に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備しています。

⑥株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 親会社その他の企業集団内における取引等の公正性を確保する体制の整備

- ・親会社その他の企業集団各社との取引における公正性、適法性を確保するため、業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行う。
- ・親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための体制整備に適切に対応する規程を定めるとともに、適正な人員配置を行う。

(運用状況)

- ・当社は、親会社その他の企業集団各社との業務の適正を確保するための規程を定め、業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っております。
- ・当社は、親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための体制整備に適切に対応する規程を定めるとともに、適正な人員配置を行っております。

(ii) 親会社の子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保

- ・親会社による、当社を含む企業集団の業務に対する内部監査部門および監査役の監査の実施を実効あらしめる体制を構築し、運用する。

(運用状況)

- ・親会社による、当社を含む企業集団の業務に対する内部監査部門および監査役の監査の実施を実効的であるようにするための体制を構築し、運用しております。

(iii) 親会社と共通の各種基本方針の策定

- ・親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための各種基本方針に適切に準拠した各種基本方針を策定・整備する。

(運用状況)

- ・当社は、親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための各種基本方針に適切に準拠した各種基本方針を策定・整備しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(i) 監査補助者の選任

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合に備え、取締役会は監査役の意見を聴いた上で、予め監査補助者となるべき使用人を選任する。監査役は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役の職務を補助させることができる。

(運用状況)

- ・当社は、監査補助者となるべき使用人を選任しております。監査役は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役の職務を補助させることができるようになっております。

(ii) 監査役への報告

- ・監査補助者は、監査補助業務に関して監査役に対して報告を行う。

(運用状況)

- ・監査役の指示にもとづき、監査役の補助を行う監査補助者を選任し、監査補助者が行った監査補助業務について監査補助者から監査役に報告するよう体制を整えております。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査補助者の人事上の独立性

- ・監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼしまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役の同意を予め得た上で、取締役会において決定する。

(運用状況)

監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼしまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役の同意を予め得た上で、取締役会において決定することを社内規程に定めております。

(ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性

- ・監査補助者は、監査補助業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令を受け、報告を行うものとし、取締役に対してはこれらの義務を負わない。

(運用状況)

- ・監査補助者は、監査補助業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令を受け、報告を行うものとし、取締役に対してはこれらの義務を負わないことを社内規程に定めております。

⑨監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

人員の配置

- ・監査補助者につき、監査役の指示を実効的に遂行するために必要な知識・能力を備えた人員を配置する。

(運用状況)

当社は、監査役の指示を実効的に遂行するために必要な知識・能力を備えた人員を監査補助者に配置しております。

⑩取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ・役職員は、以下の場合には直ちに監査役に対して報告を行う。

(i) 重大な法令、定款違反または不正行為を発見した場合

(ii) 当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合

(iii) 内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合

- ・役職員は、上記以外についても、監査役からの求めがある場合には監査役に対して報告を行わなければならない。

(運用状況)

当社は、役職員が重大な法令、定款違反、不正行為等を発見した場合、直ちに監査役に報告を行っております。また、監査役からの求めがある場合には、求めがあった事項につき、監査役に対して報告を行っております。

⑪前号の報告をした者が当該報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

規程の整備

- ・内部相談・通報に関する規程を設け、前号の報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保する。

(運用状況)

当社は、内部相談・通報に関する規程を設け、前号の報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保することを定めております。

⑫当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 予算の確保

- ・当社は、監査役の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査役の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理する。

(運用状況)

当社は、監査役の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査役の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理しております。

(ii) 専門家の利用

- ・監査役は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるものとする。

(運用状況)

監査役は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるようになっております。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備

- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役に対する役職員の報告義務その他協力義務に関する規程を定める。
- ・監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため必要と認める会議に出席できる。
- ・監査役の監査の実効性を高めることを目的として、監査役が代表取締役その他の役職員と定期的および適宜に意見交換を行うことができる体制を整備する。

(運用状況)

- ・当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役に対する役職員の報告義務その他協力義務に関する規程として、内部統制規程を定めております。
- ・重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は必要と認める会議に出席しております。
- ・監査役の監査の実効性を高めることを目的として、監査役は代表取締役その他の役職員と定期的および適宜に意見交換を行っております。

⑭財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

(i) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- ・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(運用状況)

当社は、財務報告における適正性および信頼性を確保するため、内部監査部門が中心となり J-SOX評価を実施しております。

(ii) 取締役会の任務および責任

- ・取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。

(運用状況)

当社は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有する取締役会が、その整備・運用状況を監視しております。

(iii) 体制整備・運用の状況の評価

- ・財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを整備する。

(運用状況)

取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視しております。

⑮マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み体制

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

- ・事業環境・経営戦略・リスクの許容度を踏まえた上で、実効的な管理態勢を構築し、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、組織全体としてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化に取組む。

(運用状況)

当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を、当社のリスク管理上、重要なリスクとして位置づけ、その対策責任者であるコーポレート管理部担当役員を始めとして経営陣がその対応に主体的かつ積極的に関与し、事業環境・経営戦略・リスクの許容度を踏まえた上で、実効的な管理態勢を構築しています。当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にあたっては、3つの防衛線の考え方を採用し、組織全体として、その対策の高度化に取り組んでいます。

以上

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

附属明細書（事業報告関係）

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

マネックス証券株式会社

1. 会社役員の他の法人等の業務執行者との兼職の状況の明細

事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

以 上



あずさ監査法人

マネックス証券株式会社

監査報告書

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
附属明細書

第21期
自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

有限責任 あずさ監査法人
2020年5月

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

マネックス証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

貞廣篤典

篤典
貞廣

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅谷 仁子

仁子
菅谷

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マネックス証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

マネックス証券株式会社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	639,597	流動負債	522,511
現金・預金	84,461	トレーディング商品	4,565
預託金	322,512	商品有価証券等	15
金銭の信託	52,924	デリバティブ取引	4,549
トレーディング商品	18,853	約定見返勘定	40
商品有価証券等	3,452	信用取引負債	30,043
デリバティブ取引	15,400	信用取引借入金	969
信用取引資産	107,207	信用取引貸証券受入金	29,074
信用取引貸付金	97,743	有価証券担保借入金	41,255
信用取引借証券担保金	9,463	有価証券貸借取引受入金	41,255
有価証券担保貸付金	4,058	預り金	189,572
借入有価証券担保金	4,058	受入保証金	223,253
募集等払込金	2,657	短期借入金	20,389
短期差入保証金	24,245	1年内返済予定の長期借入金	10,000
未収収益	2,833	未払法人税等	338
短期貸付金	11,853	賞与引当金	150
その他の	8,005	役員賞与引当金	5
貸倒引当金	△15	ポイント引当金	166
固定資産	16,711	その他の	2,730
有形固定資産	1,122	固定負債	83,611
建物	29	長期借入金	83,400
器具備品	863	その他の	211
その他の	230	特別法上の準備金	1,337
無形固定資産	13,980	金融商品取引責任準備金	1,337
電話加入権	24	負債合計	607,460
ソフトウェア	12,029	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	1,921	株主資本	47,937
その他の	4	資本金	12,200
投資その他の資産	1,608	資本剰余金	32,569
投資有価証券	474	資本準備金	27,973
長期差入保証金	403	その他資本剰余金	4,595
繰延税金資産	421	利益剰余金	3,167
その他の	431	その他利益剰余金	3,167
貸倒引当金	△122	繰越利益剰余金	3,167
		評価・換算差額等	911
		その他有価証券評価差額金	911
資産合計	656,308	純資産合計	48,848
		負債・純資産合計	656,308

損 益 計 算 書
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		27,987
受 入 手 数 料	12,721	
ト レ 一 デ ィ ン グ 損 益	5,028	
金 融 収 益	10,134	
そ の 他 の 営 業 収 益	103	
金 融 費 用		3,279
純 営 業 収 益		24,708
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,028
営 業 利 益		2,680
営 業 外 収 益		100
営 業 外 費 用		121
経 常 利 益		2,659
特 別 損 失		237
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	1	
固 定 資 産 減 損 損 失	218	
固 定 資 産 除 却 損	16	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,422
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	686	
法 人 税 等 調 整 額	72	759
当 期 純 利 益		1,662

株主資本等変動計算書
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本					株主資本合計	その他有価証券評価差額金	純資産合計
	資本剰余金			利益剰余金	その他利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	計	繰越利益剰余金				
当期首残高	12,200	27,973	4,595	32,569	2,645	47,414	1,187	48,602
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,140	△1,140	—	△1,140
当期純利益	—	—	—	—	1,662	1,662	—	1,662
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△276	△276
当期変動額合計	—	—	—	—	522	522	△276	245
当期末残高	12,200	27,973	4,595	32,569	3,167	47,937	911	48,848

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法

時価法によっております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法

その他有価証券

(i) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、特定金外信託に含まれる有価証券も同一の評価基準および評価方法によっております。

(ii) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) デリバティブ

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～18年

器具備品 2年～11年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～7年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産

長期前払費用については均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) ポイント引当金

将来の「ポイントサービス」の利用による支出に備えるため、利用実績率に基づき、当事業年度末以後に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. 特別法上の準備金の計上基準

特別法上の準備金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の第1項および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(会計上の見積りの変更)

当期首より一部の無形固定資産の見積耐用年数を5年から7年に見直し、将来にわたり変更を行っております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,159百万円増加しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,091百万円
2. 担保に供している資産 外国為替取引の担保として差し入れた預金	4,729百万円
3. 差し入れた有価証券（2.に属するものを除く）の時価額は次のとおりであります。	
信用取引貸証券	29,966百万円
信用取引借入金の本担保証券	959百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	38,841百万円
その他担保等として差し入れた有価証券	15,783百万円
4. 差し入れを受けた有価証券の時価額は次のとおりであります。	
信用取引貸付金の本担保証券	78,071百万円
信用取引借証券	9,193百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	121,695百万円
受入保証金代用有価証券	287,547百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3百万円
長期金銭債権	287百万円
短期金銭債務	408百万円
6. 関係会社に対し金銭消費貸借契約を締結しております。これに基づく貸付および借入未実行額は次のとおりであります。	
金銭消費貸借の総額	5,000百万円
貸付実行残高	－百万円
差引額	5,000百万円
金銭消費貸借の総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,000百万円
7. 借入コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行額は次のとおりであります。	
借入コミットメント契約の総額	9,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	9,000百万円
8. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約等を締結しております。これらに基づく借入未実行額は、次のとおりであります。	
当座貸越契約等の総額	102,100百万円
借入実行残高	17,100百万円
差引額	85,000百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高 営業取引による取引高 営業費用	3,153百万円
営業取引以外の取引による取引高 営業外収益	6百万円
2. 特別損失 当社はトレードステーション日本株サービスに関する以下の資産について減損損失を計上しております。	
ソフトウェア	199百万円
ソフトウェア仮勘定	19百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式数の種類および総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	228,000	—	—	228,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月19日 取締役会	普通株式	1,140百万円	5,000円	2020年3月19日	2020年3月23日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(百万円)
ポイント引当金	50
広告宣伝費等	76
賞与引当金	45
未払事業税	57
金融商品取引責任準備金	409
貸倒引当金	42
減価償却超過額	17
減損損失	415
繰延資産	55
その他	107
繰延税金資産小計	1,278
評価性引当額	△435
評価性引当額小計	△435
繰延税金資産合計	843
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△399
投資有価証券	△22
繰延税金負債合計	△422
繰延税金資産の純額	421

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.0%
評価性引当額	0.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金(主に金融機関からの借入)の調達やリスクヘッジを行っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております、金融商品取引業者の顧客預り金や受入保証金は、金融商品取引法に基づき顧客別分金信託等を設定しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である信用取引資産および差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。トレーディング商品及び有価証券等は、主に金融取引業を行う上で必要な純投資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。顧客分別金信託および顧客区分管理信託の運用につきましてはその他有価証券として保有しており、原則、償還まで保有しその間の利金収入を目的としております。運用商品は現状、国債、銀行預金等となっております。国債については金利変動による市場リスクに晒されており、銀行預金については信用リスクに晒されております。

営業債務である信用取引負債および受入保証金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に信用取引の提供に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引については、外国為替証拠金取引や外貨建有価証券の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲内にとどめるために、リスクを適切に識別、分析、評価したうえで、①市場関連リスク、②信用リスク、③流動性リスクなど各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。また、金融商品取引法に基づき自己資本規制比率を計算しており、適切に管理しております。

なお、①市場関連リスクのうち外国為替リスクについては、店頭外国為替証拠金取引のカバー取引に関する規程を定め、外国為替ポジションの適切な制御に努めており、日常的なモニタリングを通じたポジション偏り等のリスク把握を行い、ネットポジションに対して為替予約取引等を利用してリスクヘッジをしているため、為替変動リスクは限定的です。また、当社において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける資産は「預託金及び金銭の信託」でありますが、リスク管理上、定量的分析結果を取締役会に報告しております。なお、2020年3月末において、国債を額面で260億円保有しており、当事業年度末の残存期間の金利変動に対する価額変動額として、1bp変動の感応度は14百万円であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	84,461	84,461	-
(2) 預託金及び金銭の信託	375,436	375,436	-
(3) トレーディング商品及び有価証券等	18,853	18,853	-
① 商品有価証券等	3,452	3,452	-
② デリバティブ取引	15,400	15,400	-
(4) 信用取引資産	107,207	107,207	-
(5) 短期差入保証金	24,245	24,245	-
(6) 短期貸付金	11,853	11,853	-
資産計	622,057	622,057	-
(1) 信用取引負債	30,043	30,043	-
(2) 有価証券担保借入金	41,255	41,255	-
(3) 預り金	189,572	189,572	-
(4) 受入保証金	223,253	223,253	-
(5) 短期借入金	20,389	20,389	-
(6) 1年内返済予定の長期借入金	10,000	10,000	-
(7) 長期借入金	83,400	84,056	656
① 商品有価証券等	15	15	-
② デリバティブ取引	4,549	4,549	-
負債計	602,480	603,136	656

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金 (5) 短期差入保証金 (6) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金及び金銭の信託

これらは主に国債、銀行預金等の信託財産から構成されており、時価については取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(3) トレーディング商品及び有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券はクレジット・スプレッド等を用いて合理的に算定した価格によっております。デリバティブ取引は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(4) 信用取引資産

契約期間の定めのある信用取引資産であっても契約期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、契約期間の定めの無い信用取引資産については、時価評価時において反対売買された場合の支払額（帳簿価額）をもって時価とすることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 信用取引負債

契約期間の定めのある信用取引負債であっても契約期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券担保借入金 (3) 預り金 (4) 受入保証金 (5) 短期借入金 (6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) トレーディング商品及び有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、デリバティブ取引は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※）1	118
投資事業組合（※）2	355

（※）1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）トレーディング商品及び有価証券等」には含めておりません。

2. 投資事業組合については、その組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるものなどで構成されているものであり、「資産（3）トレーディング商品及び有価証券等」には含めておりません。

(注3) 金銭債権、満期がある有価証券および長期借入金の決算日後の償還または返済予定額

金融商品の時価情報の表に記載されている金銭債権については、下記に記載しているものを除き、すべてが1年内の償還予定となっております。また、預託金及び金銭の信託に含まれる国債および長期借入金の今後の償還または返済予定額は以下のとおりです。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
国 債	-	15,000	5,000	6,000
1年内返済予定の 長期借入金	10,000	-	-	-
長期借入金	-	73,400	10,000	-

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	マネックスグループ株式会社	被所有 直接 100%	役務の受入れ 役員の兼任 役務の提供	役務の受入れ(注1) 役務の提供	3,153 6	未払費用 未払金 未収収益	407 1 3
親会社の子会社	マネックスファイナンス株式会社	なし	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の借入(注2) 利息の受入(注2) 利息の支払(注2)	1,622 3,289 253 13	短期貸付金 短期借入金 未収収益 未払費用 派生商品評価勘定	11,826 3,289 5 12 19

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)役務の受入れについては、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。なお、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2)資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しております。なお担保は受け入れておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 214,247円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 7,291円54銭 |

附属明細書（計算書類関係）

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

マネックス証券株式会社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位: 百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当増加額	当減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当償却額	期額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	43	0	-	44	15	2	29	
	器具備品	1,442	506	22	1,926	1,063	213	863	
	その他	-	242	-	242	12	12	230	
	計	1,486	750	23	2,214	1,091	228	1,122	
無形固定資産	電話加入権	24	-	-	24	-	-	24	
	ソフトウェア	33,448	3,881	450 (199)	36,878	24,848	4,171	12,029	
	ソフトウェア仮勘定	1,741	3,485	3,304 (19)	1,921	-	-	1,921	
	その他	9	-	-	9	5	0	4	
	計	35,224	7,366	3,755	38,834	20,932	4,172	13,980	

(注) 器具備品の当期増加額は資産の取得等によるものであり、当期減少額は資産の除却及び減損処理等によるものであります。

ソフトウェアの当期増加額はソフトウェア仮勘定からの振替等によるものであり、当期減少額は資産の除却及び減損処理等によるものであります。

ソフトウェア仮勘定の当期増加額は証券基幹システムの開発等によるものであり、当期減少額はソフトウェアへの振替及び減損処理等によるものであります。

当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	76	139	76	138
賞与引当金	38	147	35	150
役員賞与引当金	1	5	1	5
ポイント引当金	344	166	344	166
金融商品取引責任準備金	1,335	1	-	1,337

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒処理等によるものであります。

金融商品取引責任準備金の当期増加額は、「金融商品取引法」第46条の5第1項および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の規定に定めるところにより算出した繰入額であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
支 払 手 数 料	1,552	
取 引 所 ・ 協 会 費	681	
通 信 ・ 運 送 費	1,664	
旅 費 ・ 交 通 費	41	
広 告 宣 伝 費	1,238	
交 際 費	5	
役 員 報 酬	82	
従 業 員 給 料 等	2,350	
退 職 金	61	
福 利 厚 生 費	354	
賞 与 引 当 金 繰 入	127	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入	5	
退 職 給 付 費 用	72	
不 動 產 費	558	
器 具 備 品 費	3,283	
事 務 委 託 費	2,047	
事 務 用 品 費	42	
減 價 償 却 費	4,426	
租 稅 公 課	495	
水 道 光 熱 費	21	
貸 倒 引 当 金 繰 入	119	
經 営 指 導 料	2,489	
寄 付 金	2	
そ の 他	302	
計	22,028	

監査報告書

私たち監査役は、令和元年4月1日から令和2年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査の方針、職務の分担を定め、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 2 年 5 月 20 日

マネックス証券株式会社

監査役 中島一永 
監査役 佐々木雅一 

監査役 田村清 